

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 奈良県

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン タイキュウカイ		
法人名	社会福祉法人 泰久会		
法人所在地	〒	637-0024	
	奈良県五條市滝町6番地の1		
フリガナ	オガサワラ ヒデオ		
書類作成担当者	小笠原 秀雄		
連絡先	電話番号	0747-26-6500	
	E-mail	hideo_ogasawara@taikyukai.or.jp	

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	31,475,940	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	31,475,940	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額(③の額以上となること。障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	31,475,941	円

【記入上の注意】

- ・ 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件 I (処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件 I」の欄から転記			
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		11,007,516	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		21,887,835	円

【記入上の注意】

- ・ 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) 月額賃金改善要件 II (旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件 II」の欄から転記			

(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)



(4) キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)



(5) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記



-
-
-
-

(6) キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記



(7) 職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。



-
-

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input type="checkbox"/>	令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/>	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
<input checked="" type="checkbox"/>	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
<input checked="" type="checkbox"/>	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
<input checked="" type="checkbox"/>	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
<input checked="" type="checkbox"/>	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。□	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

○

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 4 月 11 日 法人名 社会福祉法人 泰久会
代表者 職名 理事長 氏名 小笠原 秀雄

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		○
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について			○
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	
(7)	職場環境等要件	障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	

4 要件を満たすことの確認・証明		○
・	必要な項目が全て選択されていること	
・	誓約・記名が行われていること	

【令和7年4月以降のサービス提供分の実績に対して支払われる福祉・介護職員等処遇改善加算の配分方法】

ア 正職員については、毎月、下記に定める額を新処遇改善手当として支給する。

① 経験・技能のある障害福祉人材	51,000円
② 他の障害福祉人材（職能等級2級の者）	47,600円
③ 他の障害福祉人材（職能等級1級の者）	44,200円
④ その他の職種	13,600円

イ 時給者については、毎月【勤務時間数】に下記に定める額を乗じた額を新処遇改善手当として支給する。

① 経験・技能のある障害福祉人材	300円
② 他の障害福祉人材（職能等級2級の者）	280円
③ 他の障害福祉人材（職能等級1級の者）	260円
④ その他の職種	80円

なお、上記①②③④に各人材並びに職種の基準設定は以下のとおり。

- ① 経験・技能のある障害福祉人材
 - ・ 介護福祉士資格を保有し、現に生活支援員として勤務する正職員であって、職能等級が3級以上の者
 - ・ 介護福祉士資格を保有し、現に世話人として勤務する正職員であって、職能等級が3級以上の者
 - ・ 介護福祉士資格を保有し、現にサービス管理責任者として勤務する正職員
- ② 他の障害福祉人材
 - ・ 上記①に該当しない生活支援員
 - ・ 上記①に該当しない世話人
 - ・ 上記①に該当しないサービス管理責任者
 - ・ 職種名が「その他の職種」であっても、勤務時間の一部について食事介助等の介護業務を行っていると思われる者
- ③ その他の職種
 - ・ 上記①、②のいずれにも該当しない者

ウ リーダー職に就くものについては、毎月5,000円の手当を支給することとし、これに福祉・介護職員等処遇改善加算を全額充てる。

エ 夜勤をする者については、夜勤1回あたりの手当（＝夜勤手当）を4,000円から5,000円に増額し、差額の1,000円について福祉・介護職員等処遇改善加算を充てる。

オ 宿直をする者については、宿直1回あたりの手当（＝宿直手当）を3,000円から5,000円に増額し、差額の2,000円について福祉・介護職員等処遇改善加算を充てる。

カ 年末年始（12月31日から1月3日まで）において、1日の勤務時間が【6時間を超える】者については、1日あたりの手当（以下「年末年始手当」という。）を2,000円から5,000円に増額し、差額の3,000円について福祉・介護職員等処遇改善加算を充てる。

1日の勤務時間が【4時間を超えて6時間以下】の者については、年末年始手当を2,000円から3,750円に増額し、差額の1,750円について福祉・介護職員等処遇改善加算を充てる。

1日の勤務時間が【4時間以下】の者については、年末年始手当を2,000円から2,500円に増額し、差額の500円について福祉・介護職員等処遇改善加算を充てる。

令和7年4月サービス提供分から令和8年1月サービス提供分までの実績に対して支払われた福祉・介護職員等処遇改善加算の総額から、令和7年6月から令和8年3月までの給与において充当した上記ア～カに該当する福祉・介護職員等処遇改善加算の総額を減じた残額（＝キ）を原資として、令和7年3月給与支給時に、支給基準日（令和8年3月20日）に在籍する者に対し、一時金を支給して精算（1回目）する。なお、一時金の算出方法は以下のとおり。

上記の残額【キ】を、令和7年4月から令和8年1月までの10か月間における新処遇改善手当支給対象職員全員の総勤務時間数で除して得た額に、同10か月間における新処遇改善手当支給対象職員個々の総勤務時間数を乗じる。

令和8年2月サービス提供分から令和8年3月サービス提供分までの実績に対して支払われた福祉・介護職員等処遇改善加算の総額から、令和8年4月から令和8年5月までの給与において充当した上記ア～オに該当する福祉・介護職員等処遇改善加算の総額を減じた残額（＝ク）を原資として、令和8年5月給与支給時に、支給基準日（令和8年5月20日）に在籍する者に対し、一時金を支給して精算（2回目）する。なお、一時金の算出方法は以下のとおり。

上記の残額【ク】を、令和8年2月から令和8年3月までの2か月間における新処遇改善手当支給対象職員全員の総勤務時間数で除して得た額に、同2か月間における新処遇改善手当支給対象職員個々の総勤務時間数を乗じる。

なお、福祉・介護職員等処遇改善加算を充当しての賃金改善に伴う社会保険料事業主負担分の増加分については、令和7年4月サービス提供分から令和8年3月サービス提供分までの実績に対して支払われた福祉・介護職員等処遇改善加算の総額から控除することとし、その残額を1円以上上回る額をもって職員の賃金改善に充てるものとする。

以上